

久喜市の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(久喜市長の職務を行う者の順位に関する規則の一部改正)

第1条 久喜市長の職務を行う者の順位に関する規則（平成22年久喜市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 総務部長

(久喜市公印規則の一部改正)

第2条 久喜市公印規則（平成22年久喜市規則第13号）の一部を次のように改正する。

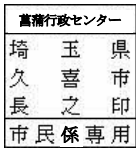
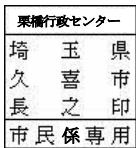
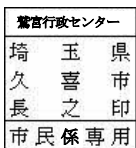
別表（2）職印の表中

「

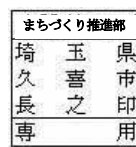
菖蒲総合支所市民課専用埼玉県久喜市長之印	方21		菖蒲総合支所において発行する市民課（総合窓口）の所管に係る諸証明専用	市民課（総合窓口）長
栗橋総合支所市民課専用埼玉県久喜市長之印	方21		栗橋総合支所において発行する市民課（総合窓口）の所管に係る諸証明専用	市民課（総合窓口）長
鷺宮総合支所市民課専用埼玉県久喜市長之印	方21		鷺宮総合支所において発行する市民課（総合窓口）の所管に係る諸証明専用	市民課（総合窓口）長

」


を

葛蒲行政センター市民係専用埼玉県久喜市長之印	方 2 1		葛蒲行政センター市民係の所管に係る諸証明専用	葛蒲行政センター長
栗橋行政センター市民係専用埼玉県久喜市長之印	方 2 1		栗橋行政センター市民係の所管に係る諸証明専用	栗橋行政センター長
鷺宮行政センター市民係専用埼玉県久喜市長之印	方 2 1		鷺宮行政センター市民係の所管に係る諸証明専用	鷺宮行政センター長

に改め、同表建設管理課専用埼玉県久喜市長之印の項の次に次のように加える。


まちづくり推進部専用埼玉県久喜市長之印	方 2 1		まちづくり推進部において市長名をもって発する文書	都市計画課長
---------------------	-------	---	--------------------------	--------

別表（２）職印の表中

菖蒲総合支所専用埼玉県久喜市長之印	方 2 1		菖蒲総合支所において市長名をもって発する文書	菖蒲総合支所総務管理課長
-------------------	-------	---	------------------------	--------------



を

「

菖蒲行政センター専用埼玉県久喜市長之印	方 2 1		菖蒲行政センターにおいて市長名をもって発する文書	菖蒲行政センター長
---------------------	-------	---	--------------------------	-----------

に、

「

栗橋総合支所専用埼玉県久喜市長之印	方 2 1		栗橋総合支所において市長名をもって発する文書	栗橋総合支所総務管理課長
鷺宮総合支所専用埼玉県久喜市長之印	方 2 1		鷺宮総合支所において市長名をもって発する文書	鷺宮総合支所総務管理課長

を

「

栗橋行政センター専用 埼玉県久喜市長之印	方 2 1		栗橋行政センターにおいて市長名をもつて発する文書	栗橋行政センター長
鷺宮行政センター専用 埼玉県久喜市長之印	方 2 1		鷺宮行政センターにおいて市長名をもつて発する文書	鷺宮行政センター長

に、

「

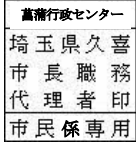
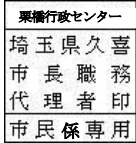
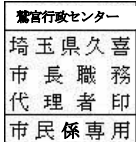
菖蒲総合支所市民課専用 埼玉県久喜市長職務代理人印	方 2 1		市長職務代理人執務のとき市長印に準じて用いる。	市民課（総合窓口）長
栗橋総合支所市民課専用 埼玉県久喜市長職務代理人印	方 2 1		市長職務代理人執務のとき市長印に準じて用いる。	市民課（総合窓口）長
鷺宮総合支所市民課専用 埼玉県久喜市長職務	方 2 1		市長職務代理人執務のとき市長印に準じて用いる。	市民課（総合窓口）長

代理者印				
------	--	--	--	--

」


を

「

菖蒲行政センター市民係専用埼玉県久喜市長職務代理者印	方21		市長職務代理者執務のとき市長印に準じて用いる。	菖蒲行政センター長
栗橋行政センター市民係専用埼玉県久喜市長職務代理者印	方21		市長職務代理者執務のとき市長印に準じて用いる。	栗橋行政センター長
鷺宮行政センター市民係専用埼玉県久喜市長職務代理者印	方21		市長職務代理者執務のとき市長印に準じて用いる。	鷺宮行政センター長


」

に改め、同表建設管理課専用埼玉県久喜市長職務代理者印の項の次に次のように加える。

まちづくり 推進部専用 埼玉県久喜 市長職務代 理者印	方 2 1		市長職務代理者執務 のとき市長印に準じ て用いる。	都市計画 課長
---	-------	---	---------------------------------	------------

別表（２）職印の表中


「

菖蒲総合支 所専用埼玉 県久喜市長 職務代理者 印	方 2 1		市長職務代理者執務 のとき市長印に準じ て用いる。	菖蒲総合 支所総務 管理課長
---------------------------------------	-------	---	---------------------------------	----------------------

」

を


「

菖蒲行政セ ンター専用 埼玉県久喜 市長職務代 理者印	方 2 1		市長職務代理者執務 のとき市長印に準じ て用いる。	菖蒲行政 センター 長
---	-------	---	---------------------------------	-------------------

」



に、

「

栗橋総合支所専用埼玉県久喜市長職務代理者印	方 2 1		市長職務代理者執務のとき市長印に準じて用いる。	栗橋総合支所総務管理課長
鷺宮総合支所専用埼玉県久喜市長職務代理者印	方 2 1		市長職務代理者執務のとき市長印に準じて用いる。	鷺宮総合支所総務管理課長



を

「

栗橋行政センター専用埼玉県久喜市長職務代理者印	方 2 1		市長職務代理者執務のとき市長印に準じて用いる。	栗橋行政センター長
鷺宮行政センター専用埼玉県久喜市長職務代理者印	方 2 1		市長職務代理者執務のとき市長印に準じて用いる。	鷺宮行政センター長

に改め、同表久喜市菖蒲総合支所長印の項、久喜市栗橋総合支所長印の項及び久喜市鷺宮総合支所長印の項を削り、同表中



「

菖蒲総合支所専用久喜市福祉事務所長之印	方18		菖蒲総合支所において福祉事務所長名をもって発する文書	社会福祉課長
栗橋総合支所専用久喜市福祉事務所長之印	方18		栗橋総合支所において福祉事務所長名をもって発する文書	社会福祉課長
鷺宮総合支所専用久喜市福祉事務所長之印	方18		鷺宮総合支所において福祉事務所長名をもって発する文書	社会福祉課長


」

を

「

菖蒲行政センター専用久喜市福祉事務所長之印	方18		菖蒲行政センターにおいて福祉事務所長名をもって発する文書	社会福祉課長
栗橋行政センター専用久喜市福祉事務所長之印	方18		栗橋行政センターにおいて福祉事務所長名をもって発する文書	社会福祉課長



鷺宮行政センター専用 久喜市福祉事務所 事務所長之印	方18		鷺宮行政センターにおいて福祉事務所長名をもって発する文書	社会福祉課長
----------------------------------	-----	---	------------------------------	--------

に改め、同表久喜市公文書館長印の項中「公文書館長」を「庶務課長」に改め、同表久喜市中央保健センター所長印の項を削る。

(久喜市情報公開条例施行規則の一部改正)

第3条 久喜市情報公開条例施行規則（平成22年久喜市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総合支所（久喜市総合支所設置条例（平成22年久喜市条例第10号）第1条に規定する総合支所をいう。）」を「行政センター（久喜市行政センター設置条例（令和5年久喜市条例第32号）第1条に規定する行政センターをいう。）」に改める。

(久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則の一部改正)

第4条 久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則（平成22年久喜市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「総務部市政情報課」を「総務部庶務課」に改める。

(久喜市職員の職名に関する規則の一部改正)

第5条 久喜市職員の職名に関する規則（平成22年久喜市規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

種類	職名
----	----

事務職員	室長 部長 事務局長 副室長 副部長 会計管理者 参事 課長 館長 園長 所長 センター長 主幹 危機管理監 指導主事 社会教育主事 副園長 課長補佐 副主幹 副館長 副所長 副センター長 係長 担当主査 主査 主任 主事 教諭 社会福祉士 書記 司書 学芸員 ICT専門官 部付 室付 課付
技術職員	室長 部長 事務局長 副室長 副部長 会計管理者 参事 課長 館長 園長 所長 センター長 主幹 指導主事 社会教育主事 副園長 課長補佐 副主幹 副館長 副所長 副センター長 係長 担当主査 主査 主任 技師 保健師 看護師 准看護師 保育士 栄養士 書記 部付 室付 課付
技能労務職員	自動車運転手 支援員 業務員 土木作業員 調理員 電話交換手

(久喜市一般職職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第6条 久喜市一般職職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成22年久喜市規則第47号)の一部を次のように改正する。

別表第1の6級の項中「部長又は支所長」を「室長又は部長」に、「部又は総合支所」を「室又は部」に改め、同表7級の項中「部」を「室又は部」に改める。

(久喜市予算事務規則の一部改正)

第7条 久喜市予算事務規則(平成22年久喜市規則第60号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「部及び久喜市総合支所設置条例(平成22年久喜市条例第10号)に規定する総合支所の長」を「室及び部の長」に改める。

第22条第2項中「担当部長」を「配当を受けた予算を所管する関係長（第3条第2号、第5号及び第12号に規定する者を除く。）」に改める。

別表第1（注）3中「副部長、副支所長」を「副室長、副部長」に改める。

（久喜市工事検査規則の一部改正）

第8条 久喜市工事検査規則（平成22年久喜市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「総務部庶務課（以下「庶務課」という。）」を「総務部管財課（以下「管財課」という。）」に改める。

第4条中「総務部庶務課長（以下「庶務課長」という。）」を「総務部管財課長（以下「管財課長」という。）」に改める。

第8条第1項中「庶務課が執行する」を「管財課が執行する」に、「庶務課長」を「管財課長」に改め、同条第2項中「庶務課長」を「管財課長」に改め、同条第3項中「庶務課が執行する」を「管財課が執行する」に、「庶務課長」を「管財課長」に改める。

第9条、第10条及び第11条第1項から第4項までの規定並びに第12条及び第13条中「庶務課長」を「管財課長」に改める。

様式第1号中「庶務課長」を「管財課長」に改める。

様式第2号中「庶務課長」を「管財課長」に、

「

庶 務 課
-------------

」

を

「

管  
財  
課

」

に改める。

様式第3号から様式第9号までの規定中「庶務課長」を「管財課長」に改める。

(久喜市業務委託検査規則の一部改正)

第9条 久喜市業務委託検査規則（平成22年久喜市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「総務部庶務課（以下「庶務課」という。）」を「総務部管財課（以下「管財課」という。）」に改め、同項第3号中「庶務課」を「管財課」に改める。

第4条中「総務部庶務課長（以下「庶務課長」という。）」を「総務部管財課長（以下「管財課長」という。）」に改める。

第7条第1項中「庶務課が執行する」を「管財課が執行する」に、「庶務課長」を「管財課長」に改め、同条第2項中「庶務課長」を「管財課長」に改め、同条第3項中「庶務課が執行する」を「管財課が執行する」に、「庶務課長」を「管財課長」に改める。

第8条、第9条及び第10条第1項から第4項までの規定並びに第11条及び第12条中「庶務課長」を「管財課長」に改める。

様式第1号中「庶務課長」を「管財課長」に改める。

様式第2号中「庶務課長」を「管財課長」に、

「

庶

務  
課

」

を

「

管  
財  
課

」

に改める。

様式第3号から様式第9号までの規定中「庶務課長」を「管財課長」に改める。

(久喜市物品購入検査規則の一部改正)

第10条 久喜市物品購入検査規則（平成22年久喜市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「総務部庶務課（以下「庶務課」という。）」を「総務部管財課（以下「管財課」という。）」に改める。

第4条中「総務部庶務課長（以下「庶務課長」という。）」を「総務部管財課長（以下「管財課長」という。）」に改める。

第7条第1項中「庶務課が執行する」を「管財課が執行する」に、「庶務課長」を「管財課長」に改め、同条第2項中「庶務課長」を「管財課長」に改め、同条第3項中「庶務課が執行する」を「管財課が執行する」に、「庶務課長」を「管財課長」に改める。

第8条、第9条及び第10条第1項から第4項までの規定並びに第11条及び第12条中「庶務課長」を「管財課長」に改める。

様式第1号中「庶務課長」を「管財課長」に改める。

様式第2号中「庶務課長」を「管財課長」に、

「  
庶  
務  
課  
」

を

「  
管  
財  
課  
」

に改める。

様式第3号から様式第10号までの規定中「庶務課長」を「管財課長」に改める。

(久喜市財産規則の一部改正)

第11条 久喜市財産規則（平成22年久喜市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「館長及び所長」を「館長及びセンター長」に改める。

第6条第1項中「庶務課長」を「管財課長」に改める。

(久喜市庁舎管理規則の一部改正)

第12条 久喜市庁舎管理規則（平成22年久喜市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「菖蒲総合支所の庁舎、栗橋総合支所の庁舎及び鷺宮総合支所の庁舎」を「菖蒲行政センターの庁舎、栗橋行政センターの庁舎及び鷺宮行政センターの庁舎」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

管理責任者及び代理者

庁舎の区分	管理責任者	代理者
本庁舎	総務部長	総務部管財課長
行政センター	市民部長	行政センター長

（久喜市福祉事務所処務規則の一部改正）

第13条 久喜市福祉事務所処務規則（平成22年久喜市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条中「子ども未来部子ども未来課、子ども未来部保育課」を「こども未来部子育て支援課、こども未来部こども家庭保健課、こども未来部保育幼稚園課、こども未来部こども育成課」に改める。

第3条の表子ども未来課の部中「子ども未来課」を「子育て支援課」に改め、同部中（2）の項を削り、（3）の項を（2）の項とし、（4）の項を削り、（5）の項を（3）の項とし、同部の次に次のように加える。

こども家庭保健課

- （1） 家庭児童相談室に関すること。
- （2） 児童虐待の防止等に関すること。

第3条の表保育課の部中「保育課」を「保育幼稚園課」に改め、同部の次に次のように加える。

こども育成課

児童福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関すること。

第4条第3項の表所長の項中「子ども未来部の長」を「こども未来部の長」に、同表次長の項中「子ども未来部の副部長」を「こども未来部の副部長」に改め、同表中

「

子ども未来課長	組織規則第3条第1項の表に規定する子ども未来部子ども未来課の長
保育課長	組織規則第3条第1項の表に規定する子ども未来部保育課の長

」

を

「

子育て支援課長	組織規則第3条第1項の表に規定するこども未来部子育て支援課の長
こども家庭保健課長	組織規則第3条第1項の表に規定するこども未来部こども家庭保健課の長
保育幼稚園課長	組織規則第3条第1項の表に規定するこども未来部保育幼稚園課の長
こども育成課長	組織規則第3条第1項の表に規定するこども未来部こども育成課の長

」

に、同条第4項中「子ども未来部子ども未来課及び保育課」を「こども未来部子育て支援課、こども家庭保健課、保育幼稚園課及びこども育成課」に改める。

第7条第4項中「子ども未来課長は、委任規則第4条第2号、第3号及び第5号並びに第10条に規定する事項」を「子育て支援課長は、委任規則第10条第1号から第6号までに規定する事項」に改め、同条第6項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「保育課長」を「保育幼稚園課長」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 こども家庭保健課長は、委任規則第4条第2号及び第3号に規定する事項について専決することができる。



(久喜市健康福祉センター条例施行規則の一部改正)

第14条 久喜市健康福祉センター条例施行規則（平成22年久喜市規則第76号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第3項第1号中「久喜市栗橋総合支所の社会福祉課栗橋社会福祉係」を「久喜市栗橋行政センターの社会福祉課栗橋福祉係」に改める。

(久喜市保育料の徴収に関する規則の一部改正)

第15条 久喜市保育料の徴収に関する規則（平成22年久喜市規則第90号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「子ども未来部保育課 保育係」を「こども未来部保育幼稚園課 管理係」に改める。

(久喜市の区域内に住所を有する者並びに久喜市職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部改正)

第16条 久喜市の区域内に住所を有する者並びに久喜市職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（平成22年久喜市規則第99号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「子ども未来部子ども未来課長」を「こども未来部子育て支援課長」に改める。

(久喜市介護保険条例施行規則の一部改正)

第17条 久喜市介護保険条例施行規則（平成22年久喜市規則第129号）の一部を次のように改正する。

様式第10号から様式第11号までの規定中「各総合支所高齢者・介護保険係」を「各行政センター福祉係」に改める。

(久喜市農業集落排水処理事業の受益者分担金に関する条例施行規則の一部改正)

第18条 久喜市農業集落排水処理事業の受益者分担金に関する条例施行規則（平成22年久喜市規則第152号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「総合支所」を「行政センター」に改める。

(久喜市住民票等の交付に関する規則の一部改正)

第19条 久喜市住民票等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第163号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「各総合支所市民係」を「各行政センター市民係」に改める。

(久喜市コミュニティ広場条例施行規則の一部改正)

第20条 久喜市コミュニティ広場条例施行規則（平成22年久喜市規則第186号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「鷺宮総合支所総務管理課」を「市民部鷺宮行政センター」に改める。

(久喜市集会所条例施行規則の一部改正)

第21条 久喜市集会所条例施行規則（平成22年久喜市規則第188号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務部庶務課」を「市民部市民生活課」に改める。

(久喜市自転車等放置防止条例施行規則の一部改正)

第22条 久喜市自転車等放置防止条例施行規則（平成22年久喜市規則第190号）の一部を次のように改正する。

第13条中「市民部交通企画課」を「市民部交通住宅課」に改める。

(久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第23条 久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例施行規則（平成22年久喜市規則第197号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号中「建設部長」を「まちづくり推進部長」に改め、同条第7項中「建設部建築審査課」を「まちづくり推進部建築審査課」に改める。

(久喜市建築協定書の縦覧規則の一部改正)

第24条 久喜市建築協定書の縦覧規則（平成22年久喜市規則第198号）の一部を次のように改正する。

第3条中「建設部建築審査課」を「まちづくり推進部建築審査課」に改める。

(久喜市市営住宅条例施行規則の一部改正)

第25条 久喜市市営住宅条例施行規則（平成22年久喜市規則第204号）の一部を次のように改正する。

第29条中「建設部都市整備課」を「市民部交通住宅課」に改める。

(久喜市開発登録簿閲覧規則の一部改正)

第26条 久喜市開発登録簿閲覧規則（平成22年久喜市規則第208号）の一部を次のように改正する。

第2条中「建設部都市計画課」を「まちづくり推進部都市計画課」に改める。

(久喜市表彰規則の一部改正)

第27条 久喜市表彰規則（平成22年久喜市規則第247号）の一部を次のように改正する。

第10条中「総務部秘書課」を「市長公室秘書課」に改める。

(久喜市隣保事業の届出に係る事務に関する規則の一部改正)

第28条 久喜市隣保事業の届出に係る事務に関する規則（平成24年久喜市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「菖蒲総合支所しょうぶ会館」を「総務部しょうぶ会館」に改める。

(久喜市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例施行規則の一部改正)

第29条 久喜市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例施行規則（平成24年久喜市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条及び様式第1号中「市民部長」を「市長公室長」に改める。

(久喜市消防団公印規則の一部改正)

第30条 久喜市消防団公印規則（平成24年久喜市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市民部消防防災課長」を「市長公室危機管理課長」に改める。

(久喜市立保育所保育料等徴収条例施行規則の一部改正)

第31条 久喜市立保育所保育料等徴収条例施行規則（平成27年久喜市規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「各総合支所」を「各行政センター」に、「保育課」を「保育幼稚園課」に改める。

(久喜市子ども・子育て支援法等施行細則の一部改正)

第32条 久喜市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年久喜市規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第18号中「保育課」を「保育幼稚園課」に改める。

(久喜市内職相談実施規則の一部改正)

第33条 久喜市内職相談実施規則（令和2年久喜市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「環境経済部久喜ブランド推進課」を「環境経済部商工観光課」に改める。

(久喜市空家等の適切な管理に関する条例施行規則の一部改正)

第34条 久喜市空家等の適切な管理に関する条例施行規則（令和3年久喜市規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「建設部都市整備課」を「市民部交通住宅課」に改める。

(久喜市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部改正)

第35条 久喜市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年久喜市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「総合支所（久喜市総合支所設置条例（平成22年久喜市条例第10号）第1条に規定する総合支所をいう。）」を「行政センター（久喜市行政センター設置条例（令和5年久喜市条例第32号）第1条に規定する行政センターをいう。）」に改める。

様式第4号中「総合支所」を「行政センター」に改める。

(久喜市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部改正)

第36条 久喜市情報公開・個人情報保護審査会規則（令和5年久喜市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部市政情報課」を「総務部庶務課」に改める。

(久喜市死者情報の開示請求に係る取扱規則の一部改正)

第37条 久喜市死者情報の開示請求に係る取扱規則（令和5年久喜市規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。



(表)

様式第2号 (第9条関係)

保有死者情報開示決定通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで開示請求のあった保有死者情報については、久喜市死者情報の開示請求に係る取扱規則第9条第1項の規定により、次のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

1 開示請求の実施

<input type="checkbox"/> 全部開示	<input type="checkbox"/> 部分開示
-------------------------------	-------------------------------

2 開示する情報の内容

--

3 開示の実施の方法等

(1) 実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 写しの送付 )
(2) 開示の日時	年 月 日 ( ) 時 分
(3) 開示の場所	<input type="checkbox"/> 公文書館 <input type="checkbox"/> 菖蒲行政センター <input type="checkbox"/> 栗橋行政センター <input type="checkbox"/> 鷺宮行政センター
(4) 費用	写しの交付に要する費用 円 送付に要する費用 (切手) 円

4 開示請求に係る情報の一部を開示しない場合の理由及びその範囲

--

5 担当課

久喜市	部	課	係
電話番号:	(内線: )		

(注) 閲覧又は写しの交付を受ける際は、開示請求者本人であることを確認する書類を提示してください。

(裏)

教 示

1 審査請求について

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算し3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。



附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。